



大きく広がれ福祉の輪 みんなで支える地域の輪

第5次 安城市地域福祉計画

概要版

(2024年度～2028年度)

推進テーマ

“つながる”“つなげる”
お互いさまで支え合う
地域づくり



第5次安城市地域福祉計画について

●はじめに

高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯といった世帯の少人数化の進行によって、「老老介護」や「認認介護」、「孤立死」といった社会問題が本市においても無縁とはいえない状況となっています。

さらには、高齢者、障害のある人、子ども等の各分野では、いわゆるニート、ひきこもりの増加と高齢化が相まって顕在化している8050問題、格差社会を背景に顕在化している生活困窮者問題や子どもの貧困問題、ヤングケアラー、育児と介護が同時期に発生するダブルケアを抱える世帯の増加など、世代等を超えた複雑多岐な地域生活課題、制度の狭間にある地域福祉的な課題に対応していくことが求められています。

こうした様々な社会環境等の変化に伴う新たな課題に対応するため、このたび「第5次安城市地域福祉計画」を策定しました。

本計画では、「誰一人取り残さない“包括的な支援体制”」を整備するため、「重層的支援体制整備事業」を新たな事業として盛り込み、これまで本市で一貫して進めてきた「高齢者や障害のある人、子どもだけでなくすべての人や事業者等が、お互いに支え合い自分らしく暮らせる地域福祉」をより一層推進することにより、「地域共生社会」の実現を目指してまいります。

●計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「安城市総合計画」を地域福祉の視点から実現するための理念や方策を定め、住民と行政、市社協、ボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPO、民間企業などが相互に協力し地域福祉を推進するための計画です。

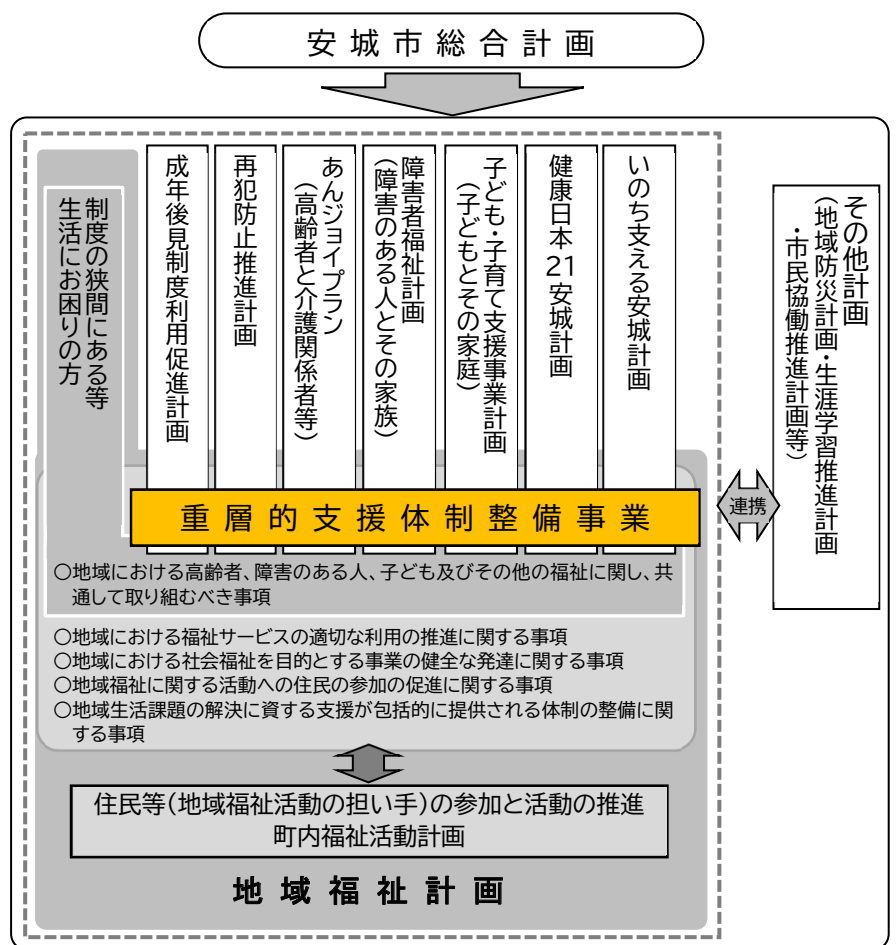
各分野の福祉等関連施策のうち、特に地域的な対応が必要な取組と支援策等の方向性を示し、それぞれの分野の施策等を横断的につないでいく総合的な計画として位置づけています。

地域福祉の推進には、住民や地区社協等の活動を支援する市社協の活動が必要であることから、それらの施策、事業も含めて記載しています。

また、本計画から、「成年後見制度利用促進計画」、「再犯防止推進計画」を包含して策定しています。

●計画の期間

本計画の期間は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間とします。



地域福祉とは

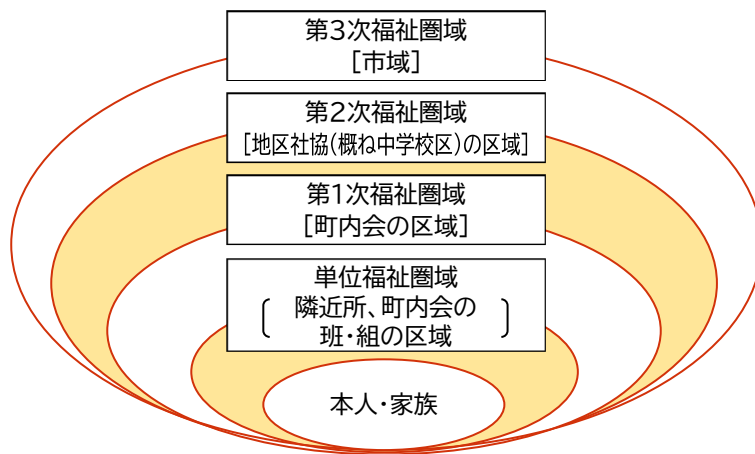
地域福祉とは、すべての人が高齢や障害、その他様々な事情から福祉サービスや支援を必要とするようになって、地域の一員として、家族、友人、知人との関係を保ち、地域で日常生活を営み、文化や趣味、スポーツなどの社会的な活動に参加することができる地域社会づくりのことです。

また、地域福祉活動とは、住民と行政、市社協、ボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPO、民間企業などの多様な主体が協働して、必要なサービスや支援を総合的に提供することや住民の福祉活動の組織化を通じて、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域づくりを実現するための活動を指します。

●重層的な福祉圏域とは

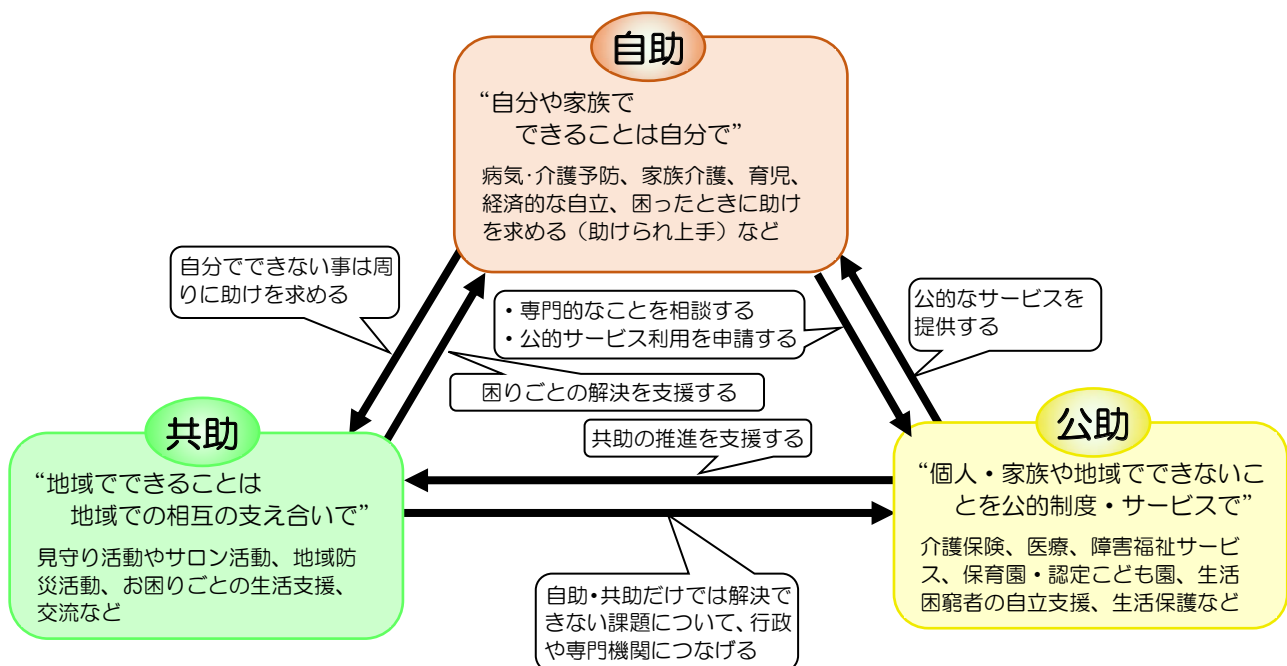
本計画では、4つの段階的な圏域を福祉圏域として捉えています。これらの4つの圏域がそれぞれ、圏域としての役割と機能を発揮しながら多様な地域福祉活動を展開するとともに、相互の機能連携を図ることによって、4つの圏域における地域福祉活動を重層的に機能させ、地域福祉を推進します。

- 単位福祉圏域：身近な困りごとを抱えている人を早期に発見しやすく、必要な支援等を迅速に行うことが可能となる「隣近所、町内会の班・組の区域」です。
- 第1次福祉圏域：単位福祉圏域では実施することが難しい組織的な対応や圏域内で共通する課題を把握する役割を担う「町内会の区域」です。町内福祉委員会がこの圏域における地域福祉活動の中心的組織となります。
- 第2次福祉圏域：複数の町内で構成される「地区社協(概ね中学校区)の区域」です。第1次福祉圏域での活動を支援するとともに、地域福祉に関する市及び市社協の施策を展開する圏域としての役割を担います。
- 第3次福祉圏域：第2次福祉圏域の活動の支援と市全体での活動を行う「市域」です。



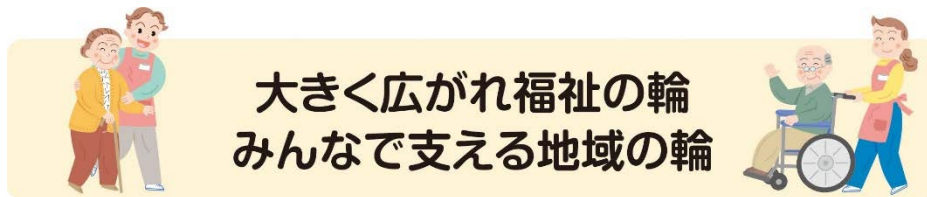
●自助・共助・公助とは

様々な生活課題や地域課題、困りごとを解決する地域福祉を実現していくためには、「自助」「共助」「公助」の観点から、市民一人ひとりや市民団体等の組織がそれぞれの力を発揮するとともに、連携を図っていくことが重要です。



●基本理念

本市では、第1次計画以来、基本理念に「大きく広がり福祉の輪 みんなで支える地域の輪」を掲げてきました。本市が目指すべき福祉のまちづくりの方向性として普遍的なあり方を表現しており、本計画においても引き続き継承します。



基本理念に込めたおもい

この基本理念には、住民一人ひとりが、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていける地域社会づくりを推進する思いが込められています。

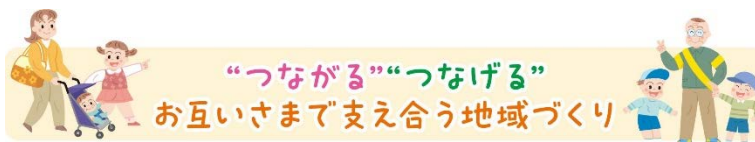
誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすには、まず自分でできること(自助)を考え、行動することが重要です。しかし、人はひとりで生きているのではなく、誰もが支え合いのなかで暮らしています。私たちの生活は、多くの人や事業者などが関わることで成り立っています。そのため、地域福祉の推進には市や市社協だけでなく、住民やボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPO、民間企業など、すべての人々が地域福祉の担い手となり協働することが必要です。

また、介護保険など福祉サービスが充実した現在においても、公助のみですべての課題を解決することは不可能です。住民やボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPO、民間企業などと市、市社協などがみんなで力を合わせ、公助だけでなく、様々な主体による福祉活動の連携が必要です。

それに加えて、自らが本来持っている力を引き出していくという、エンパワーメントの視点を持ち、自助の力を引き出すことで、さらに大きな福祉の輪、地域の輪を創り出すことができます。

●推進テーマ

本計画では、第4次計画に掲げた推進テーマ「“つながる”“つなげる” お互いさまで支え合う地域づくり」を継承しつつ、これまでの計画の成果を基にさらなる充実・発展を目指します。



推進テーマの実現のためには、次の3点を踏まえる必要があります。

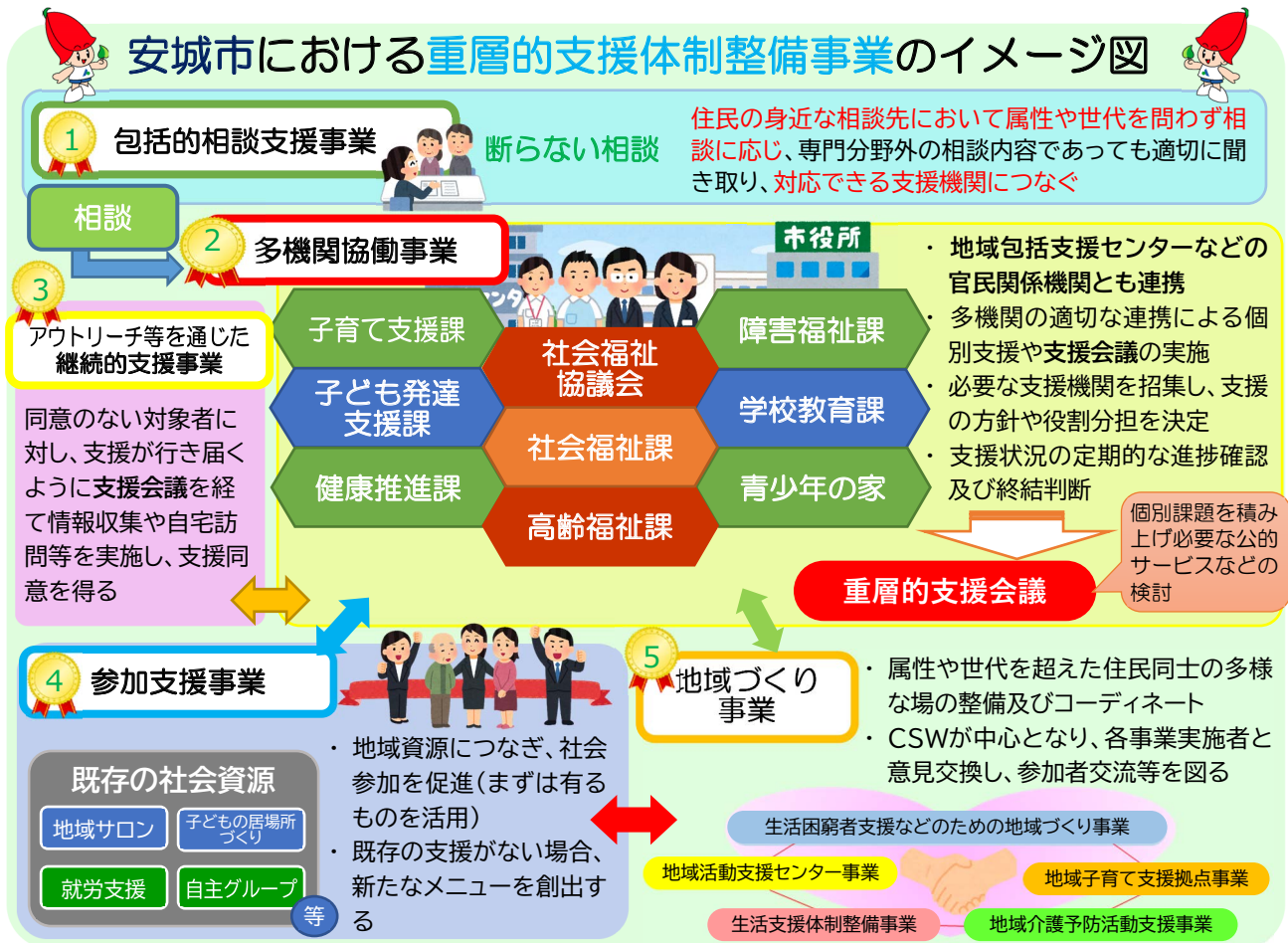
- (1)住民が“我が事”として主体的に取り組む支え合いの地域づくり
住民が“我が事”として主体的に行動する支え合いの地域づくりを継承し、発展させていく必要があります。
- (2)専門機関と地域の連携・協働の強化(多機関協働の体制づくりと誰一人取り残さない“断らない相談”支援体制づくり)
専門機関をはじめとする多様な機関との連携・協働の関係性を築きながら、複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている人・世帯を包括的に受け止める、誰一人取り残さない“断らない相談”支援体制を整備していくことが必要です。
- (3)制度の狭間にある人たちへの支援(包括的な相談支援体制の構築と地域との連携)
様々な課題を抱える人たちを早期に発見し、また、こうした地域生活課題を抱えている人・世帯を包括的に受け止める体制や専門機関に的確につなげていく仕組みを構築し、寄り添いながら支援(=伴走支援)していく必要があります。

●推進テーマを実現するための行動指針

前ページで示した(1)～(3)の実現に向けて、重層的支援体制整備事業を実施し、今後5か年で重視していくべき行動指針は、以下の事項です。

市・市社協の行動指針

行動指針 1	誰一人取り残さない“断らない相談”支援体制を実施します。
行動指針 2	「個人支援」の視点に「世帯(家族)支援」の視点を加えて、属性や世代を問わない相談支援を実施します。
行動指針 3	地域包括支援センターをはじめとした多機関との連携・協働により、官民が一体となった支援体制を構築します。
行動指針 4	地域に出て、受け止め、一緒に考え、寄り添っていく支援活動(アウトリーチと伴走支援)を実施します。
行動指針 5	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)が地域支援と個別支援を実施し、地域福祉活動の拡充に取り組みます。



重層的支援体制整備事業とは

社会福祉法の平成29(2017)年改正で、市町村は、「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする」と規定され、市町村による包括的支援体制の整備が努力義務となりました。この包括的支援体制整備の一手法として新たに創設された事業のことです。

● 施策の体系

基本理念、推進テーマを実現するために、次の3つの基本目標を掲げ、各種施策・事業を推進します。

基本理念

大きく広がれ福祉の輪 みんなで支える地域の輪

推進テーマ

“つながる” “つなげる” お互いさまで支え合う地域づくり

基本目標1 地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう

－自助・共助による住民主体のまちづくり－

誰もが住み慣れた地域や家庭で、いつまでも安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するため、住民主体の小地域福祉活動の充実・発展を支援します。

また、住民と市社協、ボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPO、民間企業などと市における連携・協働の推進などを図ることによって、地域丸ごと支え合いの仕組みの構築を目指します。

- 基本施策**
- 1-1 地域福祉の啓発と住民主体の地域福祉活動の推進
 - 1-2 地域における連携と協働の推進
 - 1-3 地域ぐるみの防災・防犯・交通安全・消費者トラブル対策の推進
 - 1-4 生きがいと社会参加の創出

基本目標2 地域福祉の取組を支援する施策を充実させよう

－地域福祉活動を支える人と活動の拠点づくり－

地域福祉活動を推進するため、地域福祉に対する理解の浸透や地域福祉活動を担う人材の育成、子どもから高齢者まですべての住民が関心を持ってボランティア活動や地域福祉活動に参加する地域社会づくり、活動拠点となる施設整備の支援などを推進することにより、地域福祉施策の充実を目指します。

- 基本施策**
- 2-1 福祉のこころの醸成
 - 2-2 地域福祉活動の担い手の養成と活動支援
 - 2-3 セルフヘルプ、当事者力の向上支援
 - 2-4 地域福祉活動を支える拠点機能の整備

基本目標3 暮らしを支える包括的で多様なサービスを充実させよう

－わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり－

個々の生活や身体等の状況に応じたサービスが利用できるよう、わかりやすい情報の提供ときめ細かな相談体制の充実を図ります。とりわけ、複雑かつ複合化した地域生活課題に的確かつ迅速に対応するため、重層的支援体制整備事業に取り組み、「誰一人取り残さない“包括的な支援体制”」の整備を進めます。

また、移動制約者の移動や外出支援の充実、社会参加の促進などを図ることによって、暮らしを支える多様なサービスの充実を目指します。

- 基本施策**
- 3-1 福祉サービスに関する適切な情報提供
 - 3-2 きめ細かな相談支援体制の確立
 - 3-3 公的な福祉サービスの充実
 - 3-4 セーフティネットの整備
 - 3-5 保健、医療、福祉と地域との連携の強化
 - 3-6 高齢者や障害のある人等の自立を支える都市環境等の整備や移動手手段の充実

●重点項目

本計画では、次の4項目を重点項目として、総合的かつ効果的に施策・事業を推進します。

重点項目1 包括的な支援体制の構築と社会資源の創出・ネットワーク化

- (1)包括的な支援体制を構築します
- (2)講演会や講座等を通じた人材育成とボランティア等の活動を支援します
- (3)多様な団体等の連携・協働を促進します

主な事業	<ul style="list-style-type: none">●多機関が連携したケース検討会議の開催等による社会資源のネットワーク化●福祉事業者と関係団体等との交流促進●重層的支援体制整備事業の実施【新規】●町内福祉委員会での相談支援活動の支援●分野横断的な福祉サービスの展開●高齢者に対する総合的な支援体制の確立	<ul style="list-style-type: none">●生活支援ネットワーク会議の開催による社会資源の創出及びネットワーク化●地域福祉活動助成事業●市社協の相談等支援体制の整備・充実●地域包括ケア体制の推進●共生型サービスの普及・促進
------	---	--

重点項目2 地域における見守り活動の充実

- (1)身近な地域における見守りと支え合いを促進します
- (2)民生委員活動を支援するための体制づくりを進めます
- (3)課題解決に向けて地域と専門機関との連携を強化します
- (4)避難行動要支援者の支援体制を充実・強化します

主な事業	<ul style="list-style-type: none">●地域見守り活動推進事業●民生委員による安否確認・見守りの推進●地域における住民組織間の連携体制づくり●自主防災訓練の実施支援 (自主防災組織支援事業)●避難行動要支援者支援制度の効果的運用●子どもを守るための家庭、学校、地域等の連携の推進	<ul style="list-style-type: none">●福祉マップ作成・更新の支援●地域でのサロン等の開催支援●多機関が連携したケース検討会議の開催等による社会資源のネットワーク化●避難行動要支援者支援制度の啓発●地域包括ケア体制の推進●高齢者孤立防止事業の推進●自殺対策に向けた取組の強化
------	---	--

重点項目3 町内福祉委員会及び地区社協の活動支援

- (1)町内福祉委員会の活動を支援します
- (2)地区社協の活動を支援します

主な事業	<ul style="list-style-type: none">●町内福祉委員会全体研修会等の開催●町内福祉委員会の組織体制の充実支援●地区社協活動の充実●地域福祉活動助成事業	<ul style="list-style-type: none">●地区社協地域福祉活動勉強会の開催●町内福祉活動計画の実行と進行管理の支援●住民組織と福祉団体・福祉事業者とのマッチング●町内福祉委員会での相談支援活動の支援
------	---	--

重点項目4 移動制約者への支援【新規】

- (1)あんくるバスなどを活用した移動支援の拡充に努めます
- (2)多様な主体による移動支援サービスの仕組みづくりを支援します

主な事業	<ul style="list-style-type: none">●車いす貸出し事業●高齢者外出支援サービス事業●あんくるバス・あんくるタクシーを活用した移動支援の充実	<ul style="list-style-type: none">●車いす移送車貸出し事業●障害者福祉タクシー料金助成事業●多様な主体による移動支援制度創設の検討【新規】●移動制約者に対する既存サービスの利用促進【新規】
------	---	--

●町内福祉委員会による小地域福祉活動の推進

町内会を区域とする各町内福祉委員会では、地域の実情を踏まえながら作成した町内福祉活動計画に基づいて、サロンや昼食会などのふれあい交流活動、介護教室などの学習活動、福祉マップの作成、地域見守り活動などの小地域活動に取り組んでいます。

◆町内福祉活動計画の事例

基本目標		取組内容
1	ご近所同士が日頃から安全・安心に生活できる環境づくり	見守り活動の充実 認知症の方への対応 防犯活動の充実
2	町づくりを支える人のつながりづくり	幅広く町民が参加できる行事を開催 つながりを生む新たな仕掛け(ニーズ掘起し)を推進
3	支えあいのネットワークづくり	福祉委員会と各種団体との連携協力 ふれあい活動を通じた支え合い 多世代交流の中で行う人材の確保と育成

◆町内福祉委員会による活動例



見守り訪問



ふれあいサロン



ふれあいウォーキング

●地区社協による活動支援

市内8地区の地区社協では、それぞれの地域の実情に応じて、以下のような取組を通じて各町内福祉委員会の活動を支援します。

◆地区社協の福祉活動推進計画の事例

基本目標		取組内容
1	誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進する活動に対する支援を行います。	(1)各町内の状況に応じた活動の支援 ①協力者の提案や情報提供 ②活動の工夫や提案、用具の貸出 ③見守り活動の継続と充実
2	誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進するための環境づくりを行います。	(2)活動資金の助成
		(1)関係機関との連携強化による見守り支援 (2)地域福祉活動に関する啓発 ①広報(地区社協広報紙の発行等) ②勉強会や講演会の開催 (3)地域福祉活動の担い手となる人材の育成と活躍の場の創出

発行／ 令和6(2024)年3月

編集／ 安城市福祉部社会福祉課

〒446-8501 安城市桜町18番23号

TEL(0566)71-2262/FAX(0566)76-1112

安城市社会福祉協議会地域福祉課

〒446-0046 安城市赤松町大北78番地1

TEL(0566)77-7889/FAX(0566)77-7891



こちらから
計画書の本編を
閲覧できます。